

議 事 概 要

◎ 質疑の終結について

- ・ 笹川委員（大阪）の知事質問の終了をもって、令和8年2月定例会提出 議案第111号から第114号までの4件に対する質疑を終結することで、各会派了承。

◎ 意見開陳について

維新：有（橋本委員）

公明：有（藤村委員）

自民：有（須田委員）

大阪：有（笹川委員）

- ・ 所属議員数の多い会派からとすることで、各会派了承。
- ・ できるだけ短時間（5分以内）で行うよう要請。

◎ 付託案件の採決について

〔資料1「総務常任委員会 付託案件一覧表」参照〕

〔資料2「総務常任委員会 採択順序及び採決方法」参照〕

〔令和8年2月定例会提出議案第111号から第114号まで「令和8年度大阪府一般会計補正予算第1号の件」ほか3件に対する附帯決議（案）参照〕

〔議案第112号「副首都・大阪にふさわしい大都市制度協議会の設置に関する件」に対する付帯決議（案）参照〕

- ・ 議案4件に対する賛否を各会派に確認したところ、資料1のとおり。
- ・ 大阪維新より議案第111号から第114号までの4件に対して、大阪の和より第112号議案に対して、附帯決議案を付したい旨の申し出あり。
- ・ 大阪維新及び大阪の和から附帯決議案の提出趣旨について説明。
- ・ 附帯決議案の内容が一致している部分もあるため、附帯決議案を一本化することが可能であるか提出会派に意向聴取。

維新：不可

大阪：可

- ・ 意向を確認した結果、附帯決議案の一本化は難しいため、別々のものと取扱うことが決定。
- ・ 附帯決議案について、質疑応答。

公明：維新提出の附帯決議案について、具体的にどういうことを想定しているのか。

維新：議案が成立し法定協議会が設置された後、副首都の指定に係る自治体の申請が可能となった場合、副首都としての指定を受けられるような体制を取っていく選択肢を否定しないという意味合い。

公明：申請が可能となったあと、特別区設置協定書などがまだできていない場合、先に連携協約などで地方体制を整え、副首都を目指していくということによいか。

維新：その認識で間違いない。

大阪：堺市は含まず大阪市だけとの連携協約という考えか。

維新：現状では、大阪市とは間違いなく連携協約を締結するが、具体的に堺市や他都市とは

締結しないということが決まっているわけではない。

- ・ 附帯決議案 2 件に対する各会派の態度は以下のとおり。

○ 維新（委員長除く）提出附帯決議案

公明：反対

自民：反対

大阪：賛成

○ 大阪の和提出附帯決議案

維新：反対

公明：反対

自民：反対

- ・ 維新の動議の提出者は橋本委員。

動議の提出順は橋本委員、笹川委員の順で行い、動議の採決は笹川委員提出の附帯決議案、橋本委員提出の附帯決議案の順で行う。

- ・ 採決は資料 2 のとおり。